

## 信州割 SPECIAL「観光クーポン」について

### 1 観光クーポンの概要

#### 1) 実施期間

実施中 ～9月1日（木）（予定）

※感染状況や観光庁の方針等により、途中中止や延長となる場合がございます。



信州割 SPECIAL 観光クーポン

〔参考〕

信州割 SPECIAL「宿泊割」公式ホームページ <https://tabi-susume.com/sws/>

観光クーポンが使える施設 <https://tabi-susume.com/kankosearch/>

#### 2) 配付方法

対象者 信州割 SPECIAL を利用して県内に旅行する方

配付額 1人1泊当たり 2,000円分（500円券×4枚）

配付場所 宿泊施設（チェックイン時）または旅行会社（予約時）

利用期間 宿泊の場合、チェックイン日からチェックアウトまで  
日帰りの場合、当日のみ

### 2 観光クーポン参画事業者様にご対応をお願いする事項

#### 1) 観光クーポン対象事業者であることの表示

「観光クーポンが使えるお店」であることを表示する POP をデータでご用意しますので、プリントしていただき、店舗入口やレジ脇等、お客様の目に付く場所に掲出してください。

#### 2) お客様ご利用時への対応

お会計時、お客様から「観光クーポン」利用の意思表示がありましたら、観光クーポン券を受け取り、金券扱いで清算してください。

※観光クーポン券はお釣りを出しませんので、必ず会計額以内の額面で使用するようお客様にご案内ください（不足分は、現金等で受領してください）。

#### 3) 「観光クーポン」の換金について

- ・回収された観光クーポンは、事後、事務局へ送付いただき、枚数分の割引額を清算します。
- ・清算は、月1回の締日で、事務局から各事業者様へ入金します。

- ・対象施設は、主として観光客が利用する施設(アクティビティ・体験施設、土産物店、飲食店)及び観光目的で利用する公共交通機関(鉄道、バス、タクシー)であること。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努め、「新型コロナ対策推進宣言」として宣言書(ポスター・ステッカー)を店内・店頭に掲示していること。
- ・飲食店については、「信州の安心なお店応援キャンペーン」事業に参加申請すること。
- ・申請の事業者の代表者、役員、または使用人その他の従業員若しくは構成員等が、長野県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員等に該当せず、かつ将来にわたって該当しないこと。  
また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団等の反社会的勢力が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業を営んでいないこと。
- ・アウトドア・スポーツ体験事業者においては、必要資格を取得していること。また、事故発生時のバックアップ体制として、賠償責任保険・傷害保険の双方に加入していること。
- ・飲食店は、食品衛生法の営業許可事業者であること。

対象となる施設種別	例示
<b>アクティビティ・体験施設</b>	
工芸体験	陶芸・ガラス・クラフト・ステンドグラス・彫刻・オルゴール・アクセサリ－・紙すき 等
織物体験	機織り・藍染 等
乗り物体験	ボート・カヤック・自転車 等
料理体験	おやき・そば打ち・お菓子 等
アウトドアスポーツ体験	ラフティング・船下り・パラグライダー・気球・ハンググライダー・川下り・釣り堀・BBQ、ボルダリング・トランポリン・マウンテンバイク・乗馬・キャンプ場 等
レジャー施設	マレットゴルフ・パターゴルフ・ゴルフ場・リフト・ゴンドラ 等
果物狩り・観光農園	さくらんぼ狩り・ブルーベリー狩り・野菜の収穫体験 等
博物館等	博物館・美術館・動物園・テーマパーク(遊園地) 等
日帰り温泉施設	日帰り温泉施設・施設内土産物店 等
リゾートテレワーク体験	コワーキングスペース・宿泊施設等のワークスペース 等
レンタカー	レンタカー(観光目的で利用するもの)
<b>土産物店</b>	
土産物店	土産物店・伝統工芸品等の販売店・道の駅・ <u>スーパーマーケット・ドラッグストア・ホームセンター・コンビニエンスストア</u> 等
<b>飲食店</b>	
飲食店 ※主として観光客が利用する飲食店	飲食店・料理店・喫茶店・和洋菓子店(イートインスペースを保有する施設)・居酒屋
<b>公共交通事業者</b>	
公共交通事業者 ※主として観光目的で利用するものに限る	バス、タクシー、鉄道